

通話定額サービス（10分かけ放題、無制限かけ放題）ご利用規約

平成 30 年 10 月 1 日

（本規約の適用）

第 1 条 本規約は、株式会社 QTnet(以下「当社」といいます。)が提供する通話定額サービス（「10分かけ放題」、「無制限かけ放題」が該当します。以下「本サービス」といいます。）について定めます。

2 当社は、本規約に基づき本サービスをご提供します。

（本規約の変更）

第 2 条 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく、変更する事があります。この場合、料金その他提供条件は、変更後の規約によります。

（用語の定義）

第 3 条

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます)第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)
直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又は IP 電話設備（電気通信番号規則別表第 1 第 11 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)
携帯自動車電話設備	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るもの
PHS 設備	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する PHS の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される協定

	事業者に係るもの
直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備、ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備又はPHS設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
契約者回線	QT モバイルサービスの契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備とQT モバイル契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（本サービスの種類）

第4条 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
音声通信サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を、あらかじめ当社の電気通信設備に登録（以下、「登録電話番号」といいます。）し、直加入電話等設備登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等の電話番号に当社が付与した番号（0037-692 とします。）を前置して行う通信サービス。

（音声通信サービスの品目等）

第5条 音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

（契約の単位）

第6条 当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。

(本サービスのご利用申込み)

第7条 本サービスの利用をご希望される方は、本規約の内容を承諾し、当社所定の手続きを経たうえで、当社にお申込みいただくものとします。

(お申込みの受付・取消)

第8条 当社は、契約者からのお申込みに基づいて、受付を行います。

2 契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、お申込みを受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 契約者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき

(2) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき

(3) 契約者が本サービスを契約解除した場合

(4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

3 受付を行った後であっても、契約者が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、当社は、その受付を取消させていただくことがあります。

(利用権の譲渡の禁止)

第9条 契約者が本サービス契約に基づいて提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(お申込みの解除)

第10条 契約者がお申込みを解除する場合、必要事項を当社にお電話にてご連絡いただき、その連絡をもって解除とします。

2 当社は、契約者が当月の末日までに前項に定めるご連絡を行った場合、翌月からの月額料金の請求を停止するものとします。なお、当該連絡月をもって本サービスの提供は終了するものとします。

(その他の提供条件)

第11条 本サービス契約に関するその他の提供条件については、**QT** モバイルサービス約款に定めるところによります。

(利用中止)

第12条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第13条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第13条 当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関
第27条(契約者に係る情報の利用)の基準に該当する新聞社などの機関預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

2 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

第14条 前条の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、音声通信が著しくふくそうする場合で必要と認めるときは、契約者に事前に通知することなく通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の制限を行うことがあります。

(協定事業者の制約による制限)

第15条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、本サービスを利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第16条 本サービスに係る通信時間の測定等については、料金表2に定めるところによります。

(料金等に関する費用)

第17条 当社が提供する本サービスの料金を、料金表2に定めます。

(利用料の支払義務)

第18条 契約者は、当社が測定した通信時間と料金表3の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

- 2 契約者は、本サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。

(使用料の支払義務)

第19条 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、本サービスの契約解除があつた月の末日までの期間について、料金表3に規定する使用料(本サービスの料金のうち月額料金であるものをいいます。)の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用中止をしたときは、契約者は、期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します

区分	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知つた時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知つた時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての使用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(料金の計算方法等)

第20条 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表1に定めるところによります。

(割増金)

第21条 契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(責任の制限)

第23条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表3に規定する利用料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(2) 料金表3に規定する使用料

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第1項(1)に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

(注2) 本条第2項(2)の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、QTモバイルサービス約款の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第24条 当社は、この規約等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第25条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第26条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。
QT モバイルサービス約款に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

(契約者に係る情報の利用)

第27条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、契約者識別番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等または登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第28条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第29条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

料金表

1 通則

(1) 料金額の表示

本サービス契約に係る料金額の表示は税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を表示します。

(2) 利用料等の設定

本サービス契約に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。

ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(3) 料金の計算方法等

ア 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

イ 当社は、第19条（使用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ウ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、(3)料金の支払方法等に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(4) 端数処理

当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(5) 料金等の支払い

契約者は、前条の料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払うものとします。

(6) 消費税相当額の加算

第 18 条（利用料の支払義務）の規定その他この規約の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

(7) 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

2 音声通信サービス契約に係るもの

<p>適用</p> <p>(1) 料金品目</p>	<p>ア 音声通信サービスには、以下の料金品目があります。</p> <table border="1" data-bbox="608 752 1329 1028"><thead><tr><th data-bbox="608 752 895 808">料金品目</th><th data-bbox="895 752 1329 808">内容</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="608 808 895 916">通話料 10 分 0 円 (10 分かけ放題)</td><td data-bbox="895 808 1329 1028" rowspan="2">3 料金額に定めるものとします。</td></tr><tr><td data-bbox="608 916 895 1028">通話料 0 円 (無制限かけ放題)</td></tr></tbody></table> <p>イ 本料金品目は、QT モバイルサービス約款に定める契約者に対して提供します。当該 QT モバイル契約が解除された場合、本品目の提供を終了するとともにその音声通信サービスを契約解除します。</p>	料金品目	内容	通話料 10 分 0 円 (10 分かけ放題)	3 料金額に定めるものとします。	通話料 0 円 (無制限かけ放題)
料金品目	内容					
通話料 10 分 0 円 (10 分かけ放題)	3 料金額に定めるものとします。					
通話料 0 円 (無制限かけ放題)						
<p>(2) 使用料の適用</p>	<p>ア 月額料金の算定は、1 の音声通信サービスに係る契約について、3 料金額 (2) 使用料に従って行います。</p> <p>イ 音声通信サービスの提供の開始及び契約の解除があったときは、その料金月において日割は行いません。</p>					
<p>(3) 利用料の適用及び通信時間の測定等</p>	<p>ア 利用料の算定は、1 の音声通信サービスに係る通信について、3 料金額に規定する数秒までごとに行います。</p> <p>イ 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の記号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、3 料金額に規定する数秒に満たな</p>					

	<p>い通信時間は、利用料の算定に含みません。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することが出来なかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去6料金月間の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前6料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

3 料金額

(1) 提供条件について

当社は本料金に係る注意事項を別に定めます。

(2) 使用料

区分	料金額(税別)
10分かけ放題	850円/月 (法人は1,500円/月)
無制限かけ放題	2,500円/月 (法人はお申込み不可)

(3) 利用料

ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分	料金額(税別)
10分かけ放題	30秒までごとに15円 ただし、接続先との通信を当社が識別した時刻から起算して600秒までの通信時間については、利用料を適用するため秒数には積算しないものとします。
無制限かけ放題	利用料はございません。

イ 外国への通信に係るもの

「QTモバイルサービス約款」外国への通信に係るものと同一とします。

ウ ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備への通信に係るもの

音声定額オプションサービスの対象外となります。(30秒までごとに30円)

「QTモバイルサービス約款」ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備への通信に係るものと同一とします。

当社が別に定める音声定額オプションサービスに係る注意事項

外国への通信に係るもの、当社が別途指定する電話番号への通話等については、本品目による無料通話((3)利用料アに係るもの。「10分かけ放題」においては600秒までの通信時間を指します)の対象外となります。

- (1) 通信の媒介、転送機能の利用、または当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用。
- (2) ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信された通話。
- (3) 通話以外の用途において利用する通信。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。